

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月3日(火)午後1時30分から午後2時45分

2. 開催場所 役場2階 大会議室

3. 出席委員(12人)

会長	1番 宮島 勇
農業委員	3番 青木 博子
	4番 飯澤 誠
	6番 上島 栄子
	7番 赤羽 秀介
推進委員	春日 昭利
	立澤 富朗
	根橋 俊夫
	大井田 亨
	小松 英幸

4. 欠席委員	2番 野澤 典生
	5番 小野 耕一
	有賀 則幸
	瀬戸 真一

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

報告事項 なし

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<山田事務局次長>

は皆さんこんにちは。

ちょっと時間早いわけですが予定されてる皆さんお集まりですので、これから始めさせていただきたいと思います。

本日でありますけれども、野沢代理、小野委員それから有賀推進委員、瀬戸推進委員から欠席の報告をいただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それではただいまから農業委員会の総会を開催したいと思いますよろしくお願いいたします。

【会長あいさつ】

<宮島会長>

二三日前から急に朝寒くなって、気温差が非常に大きいということで十分風など気をつけていただきたいと思います。

それから稲作の方はほとんどもう収穫終わって、あとは秋野菜の関係がまた始まると思います。

この前のニュースで見たときにソルガムを若いうちに刈ってそれをキノコの元土みたいな形で使ってるっていうのが何かニュースでやってました。そういうことでソルガムの方も実を採るんじゃなくて、土にするような、そんなような話もありました。

そんなことで今年のソルガムがもう順調だと思いますけど、また根橋さんの方からの報告があると思います。

今日はよろしくお願いしたいと思います。

【議事録署名委員の指名】

7番の赤羽委員さんと3番の青木委員さんお願いします。

【議事】

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～2番朗読】

＜山田事務局次長＞

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字伊那富……番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字伊那富字平蔵……番・、地目は田、面積208㎡を、

大字伊那富……番地にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲受人の〇〇さんは、申請地隣の建物を所有しており、利便性も良いことから、〇〇さんから申請地を取得し、農業経営の安定を図りたいとのことです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、上島委員、大井田推進委員から意見書をいただいております。

＜大井田推進委員＞

9月の15日に〇〇司法書士と上島委員私の3名で現地確認させていただいています。現在の農地は、無耕作状態でちょっと畑が荒れている状況でしたけれども。

数年前までは貸して今も貸してはいるんですが、借りた人が数年前から耕作しなくなってしまったような状況です。

その場所は、先ほどお話ありましたアパート経営の〇〇さんの隣ということもあって地の利があるし、特に周りとの関係も深くない。

自分で、引き続き自分で耕作ができないということから譲渡という話になった。

これ現地は境界杭も杭もはっきりしていますので、特に問題はないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

＜宮島会長＞

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

箕輪町大字中箕輪・・・番地にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字伊那富字北沢・・・番・、地目は田、面積2847㎡を、

箕輪町大字中箕輪・・・番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲受人の〇〇さんは町外にお住まいですが、申請地は以前から貸借にて耕作されており、今回取得をし、農業経営の安定を図りたいとのことです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、野澤代理、小松推進委員から意見書をいただいております。

<小松推進委員>

9月の15日に行政書士の〇〇さん、それから譲渡人の〇〇さん、それから農業委員の野澤さんと私4人で、現地確認させていただきました。

譲渡人の方はもう農業はやなないということでどなたか、というような話で、譲受人の方はですね、非常に大きな田んぼそれから農業機械、十分持っておりましてこの農地をですね、水田ですけど今後も耕作していきたいという希望を持っていたそうです。そのような背景で譲渡人、譲受人の間で所有権の移転という話あって許可を申請した形になっております。譲受人の方の世帯はですね、30年以上農業経験があるということ。それから、年間250日程度の農業従事者の話それから農地面積もですね48アールも超えるような面積を持っている。トラクターやコンバインを持って農業やっているとということで農業経営には全然問題ないというふうに考えております。それから境界につきましては明確になっておりますし道路の問題は問題ありませんし、それから、水田として使うということで周辺の農地の影響はないというふうに見てまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番朗読】

＜山田事務局次長＞

1番、所有権の移転でございます。地図は3ページを、配置図は4ページをご覧ください。

大字伊那富……番地にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字伊那富字林下……番・、地目は田、面積891㎡を、

箕輪町大字中箕輪……番地に所在する株式会社〇〇〇〇〇〇が取得し、建売住宅を新築するための申請であります。

譲渡人の〇〇さんは、高齢のため農業経営の規模を縮小したいと考えておられました。

譲受人の株式会社〇〇〇〇〇〇〇は、宅地建物取引業者の免許を有し、不動産業を営んでおりますが、環境もよく利便性の良い申請地に3棟の建売住宅を新築したい計画であります。

申請地は準工業地域と第2種中高層住居専用地域が混在する用途地域内であるので、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては上島委員、大井田推進委員から意見書をいただいております。

＜上島委員＞

先月9月15日に大井田さん私、〇〇〇〇〇〇〇担当者1名で現地確認いたしました。

現地は長野県の農業開発公社と契約中でしたが、先月、農業委員会のときに話が出たように、ここで合意解約された土地です。その際に建売にするという条件で合意されたそうです。譲渡人の〇〇さんお家を建てたいということでその資金に充てるために売却したい。ということだそうです。現地は工場と宅地の中の田んぼであり、隣接した田んぼ一つありますけれども、住宅建設にあたって、は日当たりを考慮し、雨水は川に流れないように境にはL字溝を入れる対応するというような話がありまし

た。境界には杭打ってはっきりしていました。特に宅地にしても問題ないと思います。

ご審議よろしくお願いいいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計2件、2筆、面積は2,533㎡、詳細は議案書の7ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<山田事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計29件、70筆の利用権の設定であります。詳細は議案書10ページから11ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と70筆、79,015㎡について5年3ヶ月の使用貸借権を設定するものです。続きまして・・・(第4号へ)

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<山田事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく10ページから11ページをご覧ください。

農事組合法人〇〇〇〇〇へ70筆、計79,015㎡について5年3ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と〇〇〇〇〇との間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<宮島会長>

議案第3号につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<宮島会長>

議案第4号につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【報告事項】

なし

【その他】

○農業委員会活動記録簿の提出について

→総会後提出をお願いします。

○農業者年金加入推進ニュースNo.6の配布について

→年金の加入推進を

○農地相談会報告について

→4件の相談有

○国会議員との農政懇談会開催について

→今年度の懇談会は見送り

→出欠席を確認

→10月19日刈取り作業 脱穀11月2日総会終了後

(閉会)

議事録署名人 _____ 印